

## 中間報告の要約

この資料は、重症心身障害児者に関する事項を中心として、守る会事務局で作成したものです。

### 1. 利用者負担の軽減

#### ①社会福祉法人軽減（通所、在宅）

- ・軽減率の見直し 1/2 軽減→1/4 軽減
- ・対象範囲の拡大 所得税非課税世帯→所得税課税世帯
- ・対象法人の拡大 社会福祉法人のみ→NPO 法人も対象とする

#### ②入所施設

- ・食費等に係る補足給付の水準、個別減免の資産要件（350万円以上）を検証する。
- ・負担増が急激に過ぎないか等について、施設入所者と在宅者の負担のバランスについて検証する。

### 2. 事業者に対する激変緩和措置

#### ①通所施設

- ・報酬の日額化により収入が大幅に減少した場合の保障率を、従前の80%保障→90%保障
- ・新体系に移行したことによる収入の大幅減少にも同様の措置をとる。
- ・利用者が利用しやすくなるよう、通所について送迎加算を設ける。

#### ②入所施設

- ・利用者が病院に入院した場合に算定される報酬の要件を緩和。

### 3. 障害程度区分

障害程度区分については、知的障害、精神障害を中心に、身体障害も含め、各々の障害特性を反映した区分が出るよう、コンピュータ判定のあり方を含む抜本的な見直しを行う。

### 4. その他

#### ①サービス体系の見直しに向けた検討

施設入所者については、5年間は入所を継続することができることとされているが、5年経過後も、入所者が施設を追い出されることがないようにする。

#### ②その他

- ・福祉、医療、雇用、教育の連携を一層図るべき。（以下略）
- ・重度障害者に対する適切に配慮するため、ホームヘルプ事業の国庫負担基準の趣旨について再度周知を徹底するとともに、重度障害者へのサービスの確保等を図る。

(注1) 今回の中間報告では、全ての事項についての具体的な改善内容は示されておりません。補正予算の編成作業の過程で明らかになってくるものと思われます。新たな情報が入り次第また情報提供をする予定です。